

快適な暮らしを守る

下水道事業にご理解ご協力を

下水道工事は、公共水域の水質保全を図るとともに、皆さんの生活環境の向上を図ることを目的に進められています。

下水道が使用できる区域にお住まいで、未接続の方は速やかに下水道への接続をお願いします。

供用開始区域の拡大へ

平成27年度に旭町上條南割・大草町下條西割地内の一部で行われた下水道工事は、3月末をもって完了し、供用が開始されました。今回の工事により公共汚水マスを設置した方々は、4月から新たに下水道への接続をしていただくことにより、下水道を使用することができるようになりました。

下水道工事は公共水域の水質保全をはかり、生活環境の向上を目的に、皆さんの貴重な税金を財源に進められています。下水道が使用できる区域にお住まいの方で、未接続の方は速やかに下水道への接続をお願いします。

供用開始区域に下水道が使用できる土地をお持ちの方

受益者負担金がかかります

ので、4月中旬に申告書を送付します。ご確認いただき申請をお願いします。

宅内排水設備接続の方法

下水道に接続する宅内工事については、市が指定した「排水設備指定工事店」にお申し込みください。指定工事店は市に提出する必要書類の作成、届出などの手続きを代行します。なお、工事費は個人負担となります。

各種補助事業の活用を

☆排水設備工事融資あっせん

① 融資あっせん額
排水設備工事

資金100万円以内

② 利子補給

市が3%以内の利子補給

③ 償還方法

【表1】

接続時期	補助金額
処理区域公示から1年以内 (平成28年4月供用開始)	8万円
処理区域公示から2年以内 (平成27年4月供用開始)	5万円
処理区域公示から3年以内 (平成26年4月供用開始)	3万円

【表2】

人槽区分	補助限度額
5人槽まで	332,000円
6人槽～7人槽	414,000円
8人槽～50人槽	548,000円

融資を受けた日から3年以内毎月元金均等償還

④ 融資あっせん条件

* 処理区域内に居住していること。

* 市税及び受益者負担金の滞納がないこと。

☆下水道排水設備費補助金 対象

下水道処理区域内において、平成13年4月1日以降に合併処理浄化槽を設置し、市に設置届を出された方で、下水道排水設備工事を実施する一般家庭

■補助額 【表1】を参照

☆合併処理浄化槽設置促進事業費補助金

下水道認可区域外に、50人

槽以下の合併処理浄化槽を設置する方を対象に、工事費の一部を補助します。

なお、現在ご使用の単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽に取替える場合も補助対象となります。

■補助対象区域

穂坂・中田・穴山・円野・清哲・神山町の全域、※これに該当しない区域でも、下水道区域外等補助対象となる場合があります。

■補助額 【表2】を参照

※【表2】と浄化槽の設置費用の4割のいずれか低い方の額

※申請受付は予算額に達した時点で終了します。

■申し込み・問い合わせ

上下水道課下水道担当
(内線613・614)

下水道を使う一人ひとりルールを守って上手に使うことを心がけましょう！

- 台所では…… 食用廃油等の油脂類、調理くず、残飯などを流すと管が詰まったり悪臭の原因となりますので流さないようにしましょう。
- トイレでは…… 水洗トイレにトイレットペーパー以外の水に溶けない紙や紙おむつ、タバコ、ガムなどを流さないようにしましょう。
- 洗濯場、風呂、洗面所では…… 洗濯では、リンを含まない洗剤を使いましょう。毛髪などは管を詰まらせる原因となるので、目皿等を用いて管に入らないようにしましょう。